

令和6年度 第4回貝塚市景観審議会議事録（要約版）

日 時	令和7年3月25日（火） 15時00分～16時30分
場 所	市役所3階 公房会議室
出 席 者	委員9人
会 議 次 第	<p>（1）開会</p> <p>（2）報告</p> <p>報告1. 前回の景観審議会からの経過について</p> <p>報告2. パブリックコメントに対する回答の修正について</p> <p>報告3. 都市計画審議会での「その他意見」について</p> <p>報告4. 次年度以降の景観計画の運用について</p> <p>（3）案件</p> <p>案件1. 貝塚市公共施設景観ガイドライン（案）について</p> <p>（4）その他</p> <p>貝塚市景観計画書等の配布について</p> <p>令和7年度第1回貝塚市景観審議会開催日程について</p> <p>（5）閉会</p>

（1）開会

（2）報告

- 報告1. 前回の景観審議会からの経過について
- 報告2. パブリックコメントに対する回答の修正について
- 報告3. 都市計画審議会での「その他意見」について
- 報告4. 次年度以降の景観計画の運用について

議長 : 次年度以降のアドバイザー会議に関し、大阪府でも同様の取組が実施されており、企業等を含めた市民や団体との連携が継続的に進められている。H委員より、大阪府の取組状況についてご紹介いただきたい。

委員H : 大阪府では、公共事業を対象としたアドバイザー会議を設置し、専門的見地から意見をいただく体制を整えている。公共事業においては景観配慮が比較的進めやすいが、民間においては経済的制約から景観対応が難しいケースも見られる。そのため、届出やアドバイザー制度を活用し、可能な限り調整を図っている。

長年にわたる継続的な取組の結果、良好な住環境の形成に結びついている市町村もあり、本市においても地道な継続が重要と考える。また、景観の意識醸成についても、「気づき」や「共有」を重視し、地域での清掃活動や花植え活動などにつなげている。市町村とも

連携し、行政のみならず多様な主体と協働しながら推進しており、貝塚市とも連携を深めていきたい。

今後は、大阪府の枠組みから貝塚市独自の景観計画・条例へと展開されることとなるが、より丁寧な運用が可能になることを歓迎している。景観は短期で成果が出にくいですが、着実に取り組んでいただきたい。

また、景観計画の運用においては、進捗状況の評価・公表が重要であり、毎年の景観審議会などを活用した情報公開の仕組みづくりをご検討いただきたい。

議長：PDCA サイクルを適切に機能させることが重要である。審議会の継続的運用や他部局との連携の下、全庁的に取組を推進いただきたい。

(3) 案件

案件 1. 貝塚市公共施設景観ガイドライン（案）について

事務局：(説明)

委員H：民間・公共施設を問わず、建設場所の特性が景観に大きく影響する。景観ガイドラインの準備段階（3～4 ページ）や景観計画（24～29 ページ）では各エリアの特性が記載されているが、公共事業においてもガイドラインに明示されていることが望ましい。使い手にとって理解しやすくなると考える。

議長：場所に依じて適切な意匠や色彩は異なる。アドバイザー会議等を通じて、周辺環境の読解と整合性ある設計を促している。ガイドラインと計画書を一体的に参照し、関係各課に対しその周知を徹底いただきたい。

建築設計では敷地周辺との関係性が軽視されがちであるが、アーバンデザインの視点から、敷地の特性・視点場・背景景観との関係等について、事前相談等の段階で必要図面の提出を求めるべきである。

委員B：ガイドライン（案）7 ページに関して、市営住宅の設計関係者から、緑化ブロックは維持管理が困難であるとの声をよく聞く。景観的意義は理解できるが、維持管理の面で説得力ある内容になっているか懸念している。

事務局：ご指摘のとおり、計画書 38 ページでは維持管理も含めて検討する必要性を記載している。ガイドラインにもその点が伝わるよう工夫したい。

委員B：設計段階では、景観と経済性の両立が課題である。判断の参考となる選択肢や助言内容を充実させてほしい。

議長：ガイドライン（案）の「駐車場」や「道路」の表記は、公園内であれば「園路」が適切である。表現の見直しを検討いただきたい。

また、駐車場の緑化率確保のために緑化ブロックが活用されることが多いが、維持管理が重要である。開発・景観・緑地行政が連携して取り組む体制が求められる。

事務局：「道路」の表記については、公園前面の市道および街路樹との連続性を示したものである。より明確な表現に修正する。

議長：主体が公園であるなら、「周辺道路」「前面道路」といった表記が適切であると考えられる。

委員H：ガイドライン（案）9ページの「公共建築」に関する個別配慮事項のうち、「場所等」の表現については、公共建築物を建てる場所を検討するようにも受け取れる。しかし、実際には建設場所は既に決まっていることが多く、その場所にふさわしい形で景観に配慮するという趣旨である。したがって、より適切な表現があれば修正をお願いしたい。

事務局：ご指摘のとおりであり、表現を見直す。

委員I：本市では今後、二色の浜駅・和泉橋本駅前広場の整備を予定している。前者は公園へ向かう導線形成を意識した景観整備が必要であり、後者は新たな区画整理事業のなかでの整備なので、今後の話になるかと思われる。カテゴリーとしては、道路の話になるかと思われるが、駅前広場の整備において駅周辺と調和した駅舎外観の景観配慮をガイドライン（案）に盛り込んでいただきたい。

議長：建物、駅舎とピンポイントな表現にするかという話はあるが、面的な都市開発にかかわる事業においてはという話であり、たとえば区画整理事業においては、地区計画を策定することが一般的であり、場合によっては建築協定や景観重点地区の指定も検討される。ただし、重点地区指定は事業者にとって負担が大きく、敬遠される可能性もある。そのため、初期の計画段階から景観アドバイザーが関与し、景観配慮の意見を述べる機会を設けることが望ましい。駅舎については鉄道事業者との調整が必要であり、部局間の役割や予算権限の違いから、意向が一致しないケースも見受けられる。他地域では、鉄道事業者と協働のもと、駅舎整備が進んだ事例もあるため、参考にすべきである。また、区画整理が組合施行である場合など、施行主体によって参考にすべき景観ガイドラインが異なることもある。景観形成基準そのものとしてはあまり変わらないため、結果的にいうことは同じであるが。

現時点で特に配慮が必要なのは、和泉橋本駅周辺の区画整理事業と、二色の浜地区の都市公園および府営公園周辺である。これらについては、将来的な都市の動きや海辺の利用動向を踏まえ、景観的視点からの対応を検討すべきである。重点地区指定に至らない場合でも、それに準じた景観指導が可能となるよう、今後の計画に反映させる必要がある。

事務局：その辺りの動きも当然ございますので、ガイドライン（案）の方にどのような書き方ができるか、検討させていただく。

委員B：委員のご発言を受け、改めて4ページに記載された「景観づくりにおける留意点」の重要性を再認識した。そこでは、対象が地域の核やシンボルとなるものであり、景観形成を先導する役割を担うことが明記されている。

このような位置付けを踏まえると、当該建築物が一般の建物と同様の景観基準で良いのかどうかについては、再検討が必要であると感じている。また、都市整備や区画整理、街路事業、街なみ環境整備事業、住宅市街地総合整備事業などと連携するにあたって、本ガイドライン側から積極的に方向性を提示する必要があるのではないかと考えている。

議長：委員I、委員H、委員Bのご意見にもあったように、シンボル性の理解や場所の特性を

把握するためには、ガイドライン単体では不十分であり、景観計画本体との連携が不可欠である。ガイドラインはあくまで指針であり、その背景にある計画書の位置付けや経緯を理解することが重要である。

そのため、シンボル性や場所性に関する情報は、景観計画とのリンクを明確にし、他部局にもその関係性を周知する必要がある。ガイドライン完成後は形骸化させず、都市開発や市街地整備などの構想段階から積極的に活用されるよう、各所管課に対して継続的な情報共有と活用促進を図っていただきたい。

事務局：本ガイドラインの作成にあたっては、関係課長会議等においても意見を共有してきたが、今後、実運用に移行するにあたっては、関係各課において本ガイドラインを確実に遵守いただく必要がある。そのため、引き続き周知徹底に努めていきたい。

議長：各位からの意見も概ね出揃ったため、1点確認する。

今回、景観法に基づく景観条例を制定し、景観計画として運用していく方針であるが、本市においては屋外広告物条例は大阪府条例をそのまま準用している状況である。

他市では、景観審議会と屋外広告物審議会を統合して運用している例も多く、看板等の屋外広告物が景観と密接に関わることから、両制度の連携が図られているケースも見られる。

一方で、本市では現時点において、屋外広告物に関する事項をどの程度景観の議論に含めていくかについては、まだ明確な整理には至っていない。この点について確認させていただきたい。

事務局：会長のご指摘のとおりである。ただし、建築物に関する届出が提出され、その中で外壁等に看板を設置する計画が含まれている場合には、建物と一体の計画として事業者に対し意見を述べることは可能である。そのため、届出の中で、可能な範囲で意見を述べていきたいと考えている。

議長：屋外広告物だけで、アドバイザー会議を行うことは、今回はできないということか。

事務局：その通りである。

議長：建物自体やファサード、外観デザインが優れていても、後から設置される看板が全体の調和を乱すケースがあるのではないかと懸念している。看板は「目立つ方が売れる」「美味しそうに見える」といった事業者側の意図と、周辺景観との調和がうまく両立している事例もある一方で、そうでないケースも依然として見受けられる。

こうした点については、市全体の制度運用に関わる事項であり、本審議会において直接踏み込んで議論するのは難しいことは承知しているが、ひとつの意見として念頭に置いていただくとありがたい。現時点で要望するものではないが、懸念として申し添える。公共施設景観ガイドライン（案）については、今後、事務局とともに検討を進め、次回景観審議会には考えを提示できるよう進めさせていただく。

（４）その他

貝塚市景観計画書等の配布について

事務局：1月に公表した「貝塚市景観計画（本編および概要版）」並びに景観ガイドラインの印刷・

製本が完了し、本日配布した。また、「計画策定の周知パンフレット」および「届出の手引き」も併せて配布している。これらの資料は貝塚市都市計画課のホームページでも公開しており、必要に応じてダウンロード可能である。

令和7年度第1回貝塚市景観審議会開催日程について

事務局：令和7年度第1回景観審議会は、令和7年8月頃での開催を予定している。開催通知は後日メール等で送付する。

案件は、貝塚市公共施設景観ガイドライン（案）について、を予定している。本日の委員意見を踏まえ、貝塚市公共施設景観ガイドライン（案）については、今後、事務局にて追記・修正を行う。また、文章の体裁や表現の統一についても再確認の上、必要に応じて修正を加える。修正後の案は、次回の景観審議会にて最終確認をいただいた後、会長より市へ答申する予定である。

(5) 閉会